

社労士業務便覧 平成31年版 ● 目 次

改正法律等のあらまし

- | | |
|---|---|
| 1. 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律
(平成27年法律第31号) …………… 14 | 省令・告示等 |
| 2. 外国人技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律
(平成28年法律第89号) …………… 14 | 1. 職業安定法施行規則の改正〔雇用保険法等の改正に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令〕(平成29年6月30日 厚生労働省令第66号)／労働者の募集を行う者等の労働条件等の明示に関する指針
(平成29年厚生労働省告示第232号) …… 17 |
| 3. 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律
(平成28年法律第114号) …………… 15 | 2. 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の施行について
(平成30年3月30日 厚生労働省令第68号) …… 17 |
| 4. 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律
(平成29年法律第52号) …………… 16 | |

働き方改革のあらまし

- | | |
|---------------------------|----------------------------|
| 1. 働き方改革実行計画の工程表 …………… 20 | 3. 個別分野の省令・指針等の概要 …………… 37 |
| 2. 働き方改革の法制化 …………… 32 | |

マイナンバー制度のあらまし

- | | |
|------------------------|------------------------|
| 1. 事業主による本人確認 …………… 54 | 2. マイナンバー法の罰則 …………… 56 |
|------------------------|------------------------|

労働法・社会保険法

第1章 労働基準法	58	別表3 法令で禁止される解雇	76
労働条件の決定	58	別表4 労働基準監督署長の解雇予告除外 認定が受けられる事由	76
均等待遇	58	別表5 猶予される中小企業の範囲	76
男女同一賃金の原則	58	別表6 継続勤務期間と年次有給休暇付与 日数	76
労働者、使用者の定義	58	別表7 有害な業務	77
平均賃金	58	別表8 危険有害業務の就業制限	78
労働契約の期間	58	別表9 年少者の就業制限	78
労働条件の明示	58	別表10 妊娠婦の重量物取扱制限	78
強制貯金	59	別表11 女性則による就業制限対象物質と 管理濃度	79
解雇制限	59	第2章 労働契約法	80
解雇の予告	59	目的と性格	80
退職時等の証明	59	労働者と使用者の定義	80
金品の返還	59	労働契約の基本原則	80
賃金の支払い	59	契約内容の理解の促進	80
労働時間	60	安全配慮義務	80
年齢による例外	60	労働契約の成立	80
変形労働時間制	60	労働契約の変更	80
休憩	61	就業規則違反の労働契約の効力	81
休日	61	出向	81
時間外及び休日労働	62	懲戒	81
割増賃金	62	解雇	81
みなし労働時間制	63	契約期間途中の解雇	81
専門業務型裁量労働制	63	契約期間についての配慮	81
企画業務型裁量労働制	63	有期労働契約の期間の定めのない労働契約 への転換	81
年次有給休暇	64	有期労働契約の更新等	82
労働時間等に関する規定の適用除外	64	期間の定めがあることによる不合理な労働 条件の禁止	82
最低年齢	65	経過措置	82
深夜業の禁止	65	検討規定	82
女性・年少者の就業制限	65	適用範囲	82
産前産後休業	65		
就業規則	65		
労働者名簿	66		
賃金台帳	66		
時効	66		
適用除外	66		
別表1 労働条件通知書（雇入通知書）	67		
別表2-1 平成30年度地域別最低賃金額	74		
別表2-2 平成29年度特定最低賃金 （産業別）（大阪府）	75		
別表2-3 最低賃金の対象となる賃金	75		

第3章 労働安全衛生法 83

●総則

目的 83

事業者等の責務 83

労働者の責務 83

共同企業体 83

●安全衛生管理体制

総括安全衛生管理者 83

安全管理者 84

衛生管理者 84

安全衛生推進者・衛生推進者 85

産業医等 85

作業主任者 85

統括安全衛生責任者 85

元方安全衛生管理者 86

店社安全衛生管理者 86

安全衛生責任者 86

安全委員会 87

衛生委員会 87

安全衛生委員会 87

安全管理者等に対する教育等 87

●機械等及び有害物に関する規制

定期自主検査 87

有害物の表示 88

化学物質の有害性等の情報提供 88

安全衛生教育（特別教育） 88

職長教育 88

就業制限 88

●健康管理

作業環境測定 88

健康診断 88

保健指導 89

面接指導 89

ストレスチェック制度 90

健康管理手帳 90

病者の就業禁止 90

受動喫煙の防止 90

健康教育等 90

健康の保持増進のための指針の公表等 90

快適職場 90

●監督等

計画の届出 90

報告 91

別表1 作業主任者（免許・技能講習） 92

別表2 定期自主検査（主なもの） 94

別表3 特別教育を必要とする危険有害業務 95

別表4 ストレスチェック制度 97

第4章 男女雇用機会均等法 100

目的 100

性別による差別の禁止 100

禁止される差別 100

間接差別の禁止 100

妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止 101

セクシュアルハラスメント対策 101

マタニティハラスメント対策 101

ポジティブ・アクションの推進 101

調停・企業名公表・過料 102

コース等別雇用管理指針 102

女性の坑内労働 102

第5章 育児・介護休業法 104

●育児休業制度の概要

休業制度 104

子の看護休暇 105

所定外労働を免除する制度 105

時間外労働を制限する制度 105

深夜業を制限する制度 105

所定労働時間の短縮等の措置 106

●介護休業制度の概要

休業制度 106

介護休暇 107

所定外労働時間を免除する制度 107

時間外労働を制限する制度 107

深夜業を制限する制度 107

所定労働時間の短縮等の措置 108

第6章 パートタイム労働法	109	第8章 高齢者等雇用安定法	116
パートタイム労働者	109	目的	116
均衡待遇	109	事業主の責務	116
パートタイム労働者の待遇の原則	109	高齢者等職業安定対策基本方針	116
通常の労働者と同視すべき短時間労働者 に対する差別的取扱いの禁止	109	定年を定める場合の年齢	116
労働条件の文書交付等	109	高齢者雇用確保措置	116
通常の労働者への転換の推進	109	公表等	116
雇入れ時の説明義務	110	●高齢者雇用確保措置の実施および運用に 関する指針	117
相談体制の整備	110	経過措置のイメージ図	119
企業名の公表	110	第9章 労災保険法	120
苦情処理、紛争解決援助	110	目的	120
虚偽報告に対する過料	110	適用事業	120
雇用保険の加入要件	110	適用除外	120
労災保険の適用	110	保険者と適用対象労働者	120
社会保険の被保険者	110	●業務上の負傷・業務上の疾病	
2以上の会社に勤めるパートの保険	110	業務上災害	120
第2の勤務先へ向かう途中の事故と労災 保険	111	業務遂行性	120
パートタイム労働者の年取と税金	111	業務起因性	121
パートタイム労働指針（略）	111	業務上の疾病	122
第7章 労働者派遣法	112	業務上の疾病の範囲（別表第1の2）	122
労働者派遣の法律関係	112	保険給付の種類	124
労働者派遣が認められない業務	112	労災保険の年金給付と社会保険の年金との 調整	125
労働者派遣契約の内容	112	第三者行為災害と保険給付	125
派遣期間の抵触日	113	民事損害賠償との調整	125
派遣労働者の特定	113	通勤災害の一部負担金	126
派遣労働者に対する責任	113	保険給付請求権の時効	126
紹介予定派遣	113	給付基礎日額	126
日雇派遣の原則禁止	114	療養（補償）給付	129
グループ企業内派遣の8割規制	114	休業（補償）給付	129
離職労働者の派遣受け入れ禁止	114	障害（補償）給付	130
マージン率等の情報提供	114	遺族（補償）給付	132
派遣労働者に対する派遣料金の額の明示	114	傷病（補償）年金	135
労働契約申込みみなし制度	114	葬祭料（葬祭給付）	135
労働者派遣事業の許可制への一本化	114	介護（補償）給付	135
労働者派遣の期間制限の見直し	114	二次健康診断等給付	136
キャリアアップ措置	115	社会復帰促進等事業	136
均衡待遇の推進	115		

別表1 障害等級表	139	基本手当の減額	157
別表2 傷病等級表	142	受給期間	157
別表3 要介護障害程度区分表	143	所定給付日数	158
●通勤災害		特定受給資格者及び特定理由離職者の範 囲と判断基準	158
通勤の範囲	144	給付制限及び不正受給	160
「通勤による」	144	高年齢継続被保険者の求職者給付	161
「就業に関し」	144	短期雇用特例被保険者の求職者給付	161
「住居」及び「就業の場所」	145	日雇労働被保険者の求職者給付	161
「合理的な経路及び方法」	145	就職促進給付	161
「業務の性質を有するもの」	146	教育訓練給付	162
「逸脱」及び「中断」	146	雇用継続給付	153
「日常生活上必要な行為であって厚生労働省 令で定めるもの」	146	返還命令、納付命令	164
		雇用保険率	164
		保険料の負担	165
		保険料の免除	165
●特別加入制度		●雇用安定事業	
特別加入	147	雇用調整助成金	166
中小事業主	147	労働移動支援助成金	166
中小事業主が行う事業に従事する者	147	特定求職者雇用開発助成金	168
一人親方その他の自営業者	147	障害者トライアル雇用奨励金	168
一人親方その他の自営業者が行う事業に 従事する者	148	業務改善助成金	168
特定作業従業者	148	キャリアアップ助成金	159
特別加入者の通勤災害	150		
海外派遣者の特別加入	150	●能力開発事業	
		人材開発支援助成金	161
●社会復帰促進等事業			
義肢等の費用の支給（抜粋）	151	第11章 労働保険の徴収法	172
アフターケアの実施	154	暫定任意適用事業	172
リハビリテーションの実施	155	継続事業と有期事業	172
労災特別介護施設（ケアプラザ）	155	一元適用事業	172
旅費の支給	155	二元適用事業	172
労災就学援護費の支給	155	保険関係の成立	172
労災就労保育援護費の支給	155	保険関係の消滅	172
		継続事業の一括	172
		請負事業の一括	173
		有期事業の一括	173
		労働保険料	174
		一般保険料	174
		第一種特別加入保険料	174
		第二種特別加入保険料	174
		第三種特別加入保険料	174
第10章 雇用保険法	156		
被保険者の範囲	156		
適用除外	156		
被保険者の種類	156		
受給資格	157		
一般被保険者に対する求職者給付	157		
基本手当の日額	157		
貸金日額	157		
貸金日額の範囲等の自動的変更	157		

印紙保険料	174
メリット制	175
一般拠出金	175
別表1 労災保険率表	176
別表2 第二種特別加入保険料率表	177
別表3 労務費率表	178
別表4 労働保険対象者の範囲(例示)	178
別表5 労働保険料の算定基礎となる賃金 早見表(例示)	180
別表6 雇用保険率表(平成29年度)	180

第12章 健康保険法 181

目的	181
被扶養者	181
報酬・賞与	181
保険者	181
健康保険組合	181
適用事業所	182
被保険者	182
適用除外	182
被保険者資格の取得と喪失	182
任意継続被保険者	183
標準報酬月額及び標準賞与額	183
届出等	183

●保険給付の通則

法人の役員である被保険者又はその被 扶養者に係る保険給付の特例	184
他の法令による保険給付との調整	184
損害賠償請求権	184
不正利得の徴収	184
受給権の保護	184
租税その他の公課の禁止	184

●保険給付の種類

療養の給付	184
入院時食事療養費	184
保険外併用療養費	185
療養費	185
訪問看護療養費	185
移送費	185
傷病手当金	186
埋葬料・埋葬費	186

出産育児一時金	186
出産手当金	186
傷病手当金・出産手当金の継続給付	187
資格喪失後の死亡に関する給付	187
資格喪失後の出産育児一時金	187
被扶養者に関する給付	187
高額療養費	187
給付制限	187
日雇特例被保険者	188

●費用の負担

国庫の負担等	188
保険料	188
審査請求・再審査請求	189
時効	189
別表1 健康保険標準報酬月額表	190
別表2-1 平成30年3月分からの都道府県別 一般保険料額表	191
別表2-2 平成30年3月分からの 保険料額(大阪府)	192
別表3 被扶養者の範囲(三親等の親族図)	193
別表4 扶養家族の生計維持の基準	193
別表5 70~74歳の一部負担金の割合	194
別表6 70~74歳の基準収入額の判定	194
別表7 高額療養費	195

第13章 厚生年金保険法 196

●被保険者

適用事業所	196
被保険者	196
高齢任意加入被保険者	197
第4種被保険者	197
被保険者期間	198
標準報酬月額及び標準賞与額	198
届出	198

●保険給付の通則

給付額の調整	199
端数処理	199
年金の支給期間及び支払期月	199
未支給の保険給付	199
併給の調整	199

年金の支払の調整	199	合意分割の要件	212
損害賠償請求権	200	強制分割（3号分割）	213
不正利得の徴収	200	「A 離婚時みなし被保険者期間」及び	
租税その他の公課の禁止	200	「B 被扶養者配偶者みなし被保険者期間」	
		の特徴	214
●老齢基礎年金		●費用の負担	
（昭和16年4月2日以降に生まれた者）		国庫負担	214
支給要件	200	保険料	214
支給開始年齢	200	督促、滞納処分、延滞金	215
年金額（平成30年4月）	200		
●老齢厚生年金		●その他	
（昭和16年4月2日以降に生まれた者）		不服申立て	216
支給要件	202	時効	216
65歳未満 年金額（平成30年4月）	202	別表1 平成30年度分の厚生年金保険	
65歳以上 年金額（算式）	204	料額表	217
在職者の老齢厚生年金	204	別表2 厚生労働大臣が定める現物給与	
		の価額	218
		別表3 年金支給開始年齢の引き上げ	
		スケジュール	219
		別表4 障害厚生年金の障害等級表	220
●加給年金額と振替加算			
振替加算	205	第14章 国民年金法	221
振替加算の対象者	205		
振替加算の手続き	206	●公的年金の仕組み	221
振替加算のための届出が必要な者	207		
		●国民年金の年金給付（概要）	
●障害厚生年金		老齢基礎年金	222
障害厚生年金	208	障害基礎年金	223
事後重症による障害厚生年金	208	遺族基礎年金	223
基準傷病による障害厚生年金	208	付加年金	223
併給の調整（併合認定）	208		
年金額	208	●将来の国民年金保険料額の決め方	224
年金額の改定	209	別表1 年金給付の経過措置一覧	
失権	209	（平成30年4月から）	225
障害手当金	209		
●遺族厚生年金			
支給要件	210		
遺族	210		
年金額	210		
遺族年金と他の年金との調整	211		
失権	212		
支給停止	212		
遺族厚生年金と遺族共済年金の選択及			
び優先関係	212		
●離婚時の年金分割特例			

人事労務関係届出一覧

1. 労働・安全衛生	228	入社・退職（資格取得・喪失）関係	230
労働基準法関係	228	入社後の変更関係	230
年少者労働基準規則関係	228		
安全衛生関係	229	3. 保険給付	231
		労災保険関係	231
2. 労働・社会保険	229	雇用保険関係	231
組織関係	229	健康保険関係	231
決算関係	230	厚生年金保険関係	232

最新労働判例一覧

労働契約	234	解雇	245
人事	235	懲戒（含懲戒解雇）	250
賃金等	236	契約の終了	251
労働時間・休日等	240	その他	255
安全衛生・労災	242		

相談窓口、お役立ちサイト一覧

【相談窓口】	262	助成金について調べる	264
【お役立ちサイト】	262	労働基準、労務、安全等について調べる	264
政策分野ごとのポータルサイトで調べる	262	労使紛争に備える、裁判例を調べる	264
法令の改正状況を調べる	263		

2019年（平成31年）社労士業務カレンダー

印紙税額一覧表
年齢早見表（2019年）

本書は、平成30年9月10日現在の法令に基づいて編集しております。
法改正、正誤表等につきましては、弊社ホームページにて随時ご案内いたします。
URL <http://www.chosakai.co.jp>

最新労働判例一覧 判決日索引

●事 件 名	●裁判所	●日付	ページ
X社（定額残業手当）事件	東京高裁判決	平成28年1月27日 ……	240
石長事件	京都地裁判決	平成28年2月12日 ……	251
ブライダル関連会社事件	鳥取地裁判決	平成28年2月19日 ……	257
日本ビューレット・パッカート事件	東京高裁判決	平成28年2月25日 ……	255
日本航空事件	大阪高裁判決	平成28年3月24日 ……	249
日本アイビーエム事件	東京地裁判決	平成28年3月28日 ……	245
公立大学法人事件	京都地裁判決	平成28年3月29日 ……	248
今井建設ほか事件	大阪高裁判決	平成28年4月15日 ……	240
メルファインほか事件	京都地裁判決	平成28年4月15日 ……	257
レラ・六本木販売事件	東京地裁判決	平成28年4月15日 ……	246
国際自動車（歩合給第2）事件	東京地裁判決	平成28年4月21日 ……	236
学校法人須磨学園ほか事件	神戸地裁判決	平成28年5月26日 ……	235
無洲事件	東京地裁判決	平成28年5月30日 ……	241
ファイザー事件	東京地裁判決	平成28年5月31日 ……	236
日本年金機構（ベルリッツ・ジャパン）事件	東京地裁判決	平成28年6月17日 ……	256
コンチネンタル・オートモーティブ事件	東京高裁決定	平成28年7月7日 ……	234
行橋労働基準監督署長事件	最高裁第二小法廷判決	平成28年7月8日 ……	242
ライジングサンセキュリティサービス事件	東京地裁判決	平成28年7月14日 ……	244
イビケン元従業員ほか事件	名古屋高裁判決	平成28年7月20日 ……	235
ユニデンホールディングス事件	東京地裁判決	平成28年7月20日 ……	237
ジューエル（保全異議申立）事件	津地裁決定	平成28年7月25日 ……	248
ハマキョウレックス（第2次）事件	大阪高裁判決	平成28年7月26日 ……	239
空調服事件	東京高裁判決	平成28年8月3日 ……	246
国際自動車（再雇用更新拒絶仮処分第1）事件	東京地裁決定	平成28年8月9日 ……	251
X社（年齢差別賃金）事件	東京地裁判決	平成28年8月25日 ……	237
三田労働基準監督署長事件	東京高裁判決	平成28年9月1日 ……	243
渋谷労働基準監督署長事件	東京地裁判決	平成28年9月8日 ……	243
まぐまぐ社事件	東京地裁判決	平成28年9月21日 ……	248

●事 件 名	●裁判所	●日付	ページ
総合企画設計事件	東京地裁判決	平成28年9月28日	252
トヨタ自動車事件	名古屋高裁判決	平成28年9月28日	247
福星堂事件	神戸地裁姫路支部判決	平成28年9月29日	241
日本郵便雇止め事件	東京高裁判決	平成28年10月5日	253
日本大学第三学園事件	東京地裁判決	平成28年10月11日	257
広告代理店A社元従業員事件	福岡高裁判決	平成28年10月14日	257
損保ジャパン日本興亜（付加金異議）事件	東京地裁判決	平成28年10月14日	258
長澤運輸事件	東京高裁判決	平成28年11月2日	236
トッパンメディアプリンテック東京事件	東京地裁立川支部判決	平成28年11月15日	247
ネギシ事件	東京高裁判決	平成28年11月24日	250
ソクハイ事件	東京地裁判決	平成28年11月25日	253
X学園事件	東京地裁判決	平成28年11月30日	252
福原学園（九州女子短期大学）事件	最高裁第一小法廷判決	平成28年12月1日	254
医療法人貴医会事件	大阪地裁判決	平成28年12月9日	256
ドリームエクステンジ事件	東京地裁判決	平成28年12月28日	250
竹屋事件	津地裁判決	平成29年1月30日	243
国際自動車事件	最高裁第三小法廷判決	平成29年2月28日	238
鳥伸事件	大阪高裁判決	平成29年3月3日	241
ジブラルタ生命事件	名古屋高裁判決	平成29年3月9日	234
野村証券事件	東京高裁判決	平成29年3月9日	250
国・半田労働基準監督署長事件	名古屋高裁判決	平成29年3月16日	244
札幌交通事件	札幌地裁判決	平成29年3月28日	254
Y社事件	仙台地裁判決	平成29年3月30日	238
プレナス（ほっともっと元店長）事件	大分地裁判決	平成29年3月30日	238
甲学園事件	東京地裁判決	平成29年4月21日	258
イオンデイライトセキュリティ事件	千葉地裁判決	平成29年5月17日	242
ジャパンレンタカー事件	名古屋高裁判決	平成29年5月18日	255
A社（会社分割）事件	東京地裁判決	平成29年8月30日	259

● 改正法律等の
あらまし

1. 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）

持続可能な医療保険制度を構築するため、国保をはじめとする医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進、患者申出療養の創設等の措置を講じる。

1. 国民健康保険の安定化

- (1) 国保への財政支援の拡充
- (2) 平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営に中心的な役割を担う

2. 後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入

被用者保険者の後期高齢者支援金について、段階的に全面総報酬割を実施（改正前：1/3 平成27年度：1/2 28年度：2/3 29年度：全面総報酬割）。

3. 負担の公平化等

- (1) 入院時の食事代について、在宅療養との公平等の観点から、調理費が含まれるよう段階的に引き上げる（平成28年度：360円、平成30年度：460円）
- (2) 健康保険料の算定基礎となる標準報酬月額の上限額（121万円）を139万円に、標準賞与額の上限額（540万円）を573万円にそれぞれ引き上げる

4. その他

- (1) 被保険者の所得水準の高い国保組合の国庫補助について、所得水準に応じた補助率に見直す
- (2) 医療費適正化計画の見直し、予防・健康づくりの促進
 - ・都道府県が地域医療構想と総合的な目標を計画の中に設定する
 - ・保険者が行う保険事業に、予防・健康づくりに関する保険者の自助努力への支援を追加する
- (3) 患者からの申し出を起点とする新たな保険外併用療養の仕組みとして、患者申出療養を創設する

5. 施行期日

平成30年4月1日（ただし、2は平成27年4月1日、3、4は平成28年4月1日）

.....

2. 外国人技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）

外国人の技能実習における技能等の適正な修得等の確保、技能実習生の保護を図るため、技能実習を実施する者、実施を監理する者、技能実習計画についての許可等の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける。

● 労働法・社会保険法

第1章 労働基準法

(法…労働基準法 則…同法施行規則 年少則…年少者労働基準規則 女性則…女性労働基準規則)

事項	規定のあらまし	関係条項(様式番号)
労働条件の決定	労働条件は労働者と使用者が対等の立場において決定すべきものである。	法第2条
均等待遇	国籍、信条または社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件に差をつけてはならない。	法第3条
男女同一賃金の原則	労働者が女性であることを理由に、男性の賃金と差をつけてはならない。	法第4条
労働者、使用者の定義	労働者とは、事業または事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。 使用者とは、事業主または事業の経営担当者、その他事業の労働者に関する事項について、事業主のための行為をするすべてのものをいう。	法第9条
平均賃金	平均賃金を算定すべき事由の発生した日以前3カ月間にその労働者に支払われた賃金の総額をその期間の総日数で除した金額である。 ○平均賃金の算定は次のとおりである(賃金総額には、臨時に支払われた賃金及び3カ月を超える期間ごとに支払われた賃金は含まない)。 ① $\frac{\text{賃金の総額(過去3カ月間)}}{\text{総日数(過去3カ月間)}}$ ② $\frac{\text{日給、時給、出来高払等請負給の総額(過去3カ月間)}}{\text{労働日数(過去3カ月間)}} \times \frac{60}{100}$ + $\frac{\text{賃金の一部が週、月決めの場合はその総額(過去3カ月間)}}{\text{総日数(過去3カ月間)}}$ ①及び②のうち、高いほうを平均賃金とする。 この平均賃金は、解雇予告手当、休業手当、有給休暇手当、減給制裁及び労災保険の給付請求の計算の場合に使われる。	法第12条 則第2条～第4条
労働契約の期間	期間の定めのないもののほか、原則として3年(特別の場合は5年)を超える労働契約は締結することができない。	法第14条
労働条件の明示	労働契約の締結に当たっては、労働者に対して賃金、労働時間、その他の労働条件を明示しなければならない。 (1) 明示すべき事項 ①労働契約の期間に関する事項 ②期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項 ③就業の場所及び従事すべき業務に関する事項 ④始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに交替制の就業時転換に関する事項 ⑤賃金に関する事項 ⑥退職に関する事項(解雇の事由を含む) ⑦退職手当、その他の手当、賞与、最低賃金に関する事項 ⑧労働者の負担する食費、作業用品に関する事項 ⑨安全衛生	法第15条 則第5条

事 項	規 定 の あ ら ま し	関係条項(様式番号)
労働条件の明示	<p>に関する事項 ⑩職業訓練に関する事項 ⑪災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項 ⑫表彰及び制裁に関する事項 ⑬休職に関する事項</p> <p>(2) 書面の交付 (1)のうち①から⑥までの事項については、書面の交付により明示しなければならない。労働条件通知書(別表1参照)。</p>	
強 制 貯 金	労働契約に附随して貯蓄の契約をさせ、貯蓄金を管理する契約をしてはならない。労働者の委託を受けて管理する場合、過半数労働組合が労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、労働基準監督署長に届けなければならない。	法第18条 則第5条の2、第6条 預金利率省令 (様式第1号)
解 雇 制 限	<p>業務上の負傷または疾病による療養のための休業期間とその後30日間並びに女性の産前産後の休業期間とその後30日間は、解雇してはならない。ただし、天災事変その他やむを得ない事由のため事業の継続が不可能となった場合等は労働基準監督署長の認定を受けて、解雇できる場合がある。</p> <p>・他の法令による解雇制限は別表3参照 ・労働基準監督署長の認定を受けられる事由は別表4参照</p>	法第19条 則第7条 (様式第2号)
解 雇 の 予 告	<p>労働者を解雇しようとする場合は30日前に予告するか、または平均賃金の30日以上を支払わなければならない。ただし、労働者の責に帰すべき事由により解雇する場合で労働基準監督署長の認定を受ければ、30日前の予告または平均賃金の30日以上を支払わずに即時に解雇することができる。なお、次の場合には解雇の予告または平均賃金の30日分以上の支給を必要としない。</p> <p>① 日雇労働者で勤務が引き続き1カ月を超えない場合 ② 2カ月以内の契約期間を定めて雇入れた場合で当該期間を超えて引き続き使用されていない場合 ③ 季節的業務に4カ月以内の期間を定めて雇入れた場合で当該期間を超えて引き続き使用されていない場合 ④ 試用期間中の労働者で雇入れ後14日を超えない場合</p>	法第20条 (様式第3号) 法第21条
退職時等の証明	<p>労働者が退職時に、①使用期間 ②業務の種類 ③その事業における地位 ④賃金 ⑤退職の事由(解雇の場合はその理由を含む。)について証明書を請求した場合は、遅滞なくこれを交付しなければならない。</p> <p>労働者が解雇の予告がされた日から解雇日までに、解雇の理由について証明書を請求した場合は、遅滞なくこれを交付しなければならない。</p>	法第22条
金 品 の 返 還	退職者等から請求があった場合は、7日以内に未払い賃金、その他退職者の権利に属する金品を返還しなければならない。	法第23条
賃 金 の 支 払 い	<p>賃金は、原則として通貨で、全額を、直接本人に、毎月1回以上、一定の支払日を決めて支払わなくてはならない。賃金から税金、社会保険料等法令で定められているもの以外のものを控除する場合には、過半数労働組合が労働者の過半数を代表する者との書面協定が必要(労働基準監督署長への届出は不要)である。</p> <p>なお、退職手当については労働者の同意を要件に①銀行振出小切手 ②銀行支払保証小切手 ③郵便為替により支払うことができるほか、金融機関等への振込みができる。</p> <p>下記の①～③の要件をすべて満たした場合は、賃金について金融機関への振込みにより支払うことができる。</p> <p>① 労働者の同意を得ること。 ② 労働者が指定する本人名義の預金または貯金の口座に振り込まれること。</p>	法第24条 則第7条の2、第8条

第1章 労働基準法

事 項	規 定 の あ ら ま し						関係条項 (様式番号)	
賃 金 の 支 払 い	③ 賃金のおんが所定の賃金支払日に払い出し得ること。また、労働者の同意を要件に証券会社に対する労働者本人の預り金への払込みにより、賃金を支払うことができる。							
労 働 時 間	業種 \ 規模		301人以上	101~300人	31~100人	10~30人	1~9人	
	製 造 業 (1号)		40	40	40	40	40	
	鋳 業 (2号)		40	40	40	40	40	
	建 設 業 (3号)		40	40	40	40	40	
	運 輸 交 通 業 (4号)		40	40	40	40	40	
	貨 物 取 扱 業 (5号)		40	40	40	40	40	
	林 業 (6号)		40	40	40	40	40	
	商 業 (8号)		40	40	40	40	44	
	金 融 広 告 業 (9号)		40	40	40	40	40	
	映 画 ・ 演 劇 業 (10号)		40	40	40	40	44	
	通 信 業 (11号)		40	40	40	40	40	
	教 育 研 究 業 (12号)		40	40	40	40	40	
	保 健 衛 生 業 (13号)		40	40	40	40	44	
	接 客 娯 楽 業 (14号)		40	40	40	40	44	
	清 掃 ・ と 畜 業 (15号)		40	40	40	40	40	
そ の 他		40	40	40	40	40		
<input type="checkbox"/> 1週40時間 <input type="checkbox"/> (特例措置として1週44時間まで認められている事業場) 注) 業種分類 (1~15号)は、労働基準法別表第1に掲げる分類による。規模は、企業全体の規模という意味ではなく、工場、支店、営業所等の個々の事業場ごとの規模をいう。								
年 齢 に よ る 例 外	法第56条2項の許可を受けて使用する修学児童		修学時間を通算して1週40時間、1日7時間			法第60条		
変 形 労 働 時 間 制	1カ月単位の 変形労働 時間制	適用範囲 (限定なし)	要 件 ・ 期間が1カ月以内であること。 ・ 労使協定または就業規則その他これに準ずるもので、変形期間を平均して1週間の労働時間が週法定労働時間以下となるように、変形期間内の各日、各週の所定労働時間を定めること。 ・ 労使協定の場合は、所轄労働基準監督署長に届け出ること。				法第32条の2 則第12条 第12条の2、 第12条の2の2、 第12条の6 (様式第3号の2)	
		変形期間が1カ月の場合の法定労働時間						
		31日	177.1時間					
		30日	171.4時間					
		29日	165.7時間					
28日	160.0時間							
$40\text{時間}^* \times \frac{\text{変形期間の暦日数}}{7\text{日}}$								
※ 1週間の法定労働時間 特例措置事業場は44時間								

事 項	規 定 の あ ら ま し		関係条項 (様式番号)
変形労働時間制	フレック スタイム 制	<p>適用範囲 (限定なし)</p> <p>要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業規則等で、始業及び終業の時刻を労働者の決定にゆだねることを規定すること。 ・必要な事項について労使協定で定めること。 <p>・清算期間の総労働時間が下記の条件を満たすこと。</p> $\text{総労働時間} \leq \frac{\text{清算期間の日数}}{7} \times 1 \text{ 週間の法定労働時間}$	<p>法第32条の3 則第12条の2、 第12条の3</p>
	1年単 位の 変形 労働 時間 制	<p>季節等に よって業務 の繁閑の差 のある事業 場</p> <p>・労使協定で</p> <ol style="list-style-type: none"> ①対象労働者の範囲を定めること。 ②対象期間を1年以内とすること。 ③対象期間を平均して1週40時間を超えない範囲で ④対象期間における労働日と各労働日ごとの労働時間 (対象期間を1カ月以上の期間に区分するときは、最初の期間における労働日と労働日ごとの労働時間、残りの各期間における総労働日数と総労働時間) を特定すること。 ⑤対象期間を通じて1日10時間、1週52時間以内とし、連続労働日数の限度は6日とすること。 ⑥対象期間が3カ月を超える場合は、対象期間内の総所定労働日数を原則として1年当たり280日以内とすること。 ⑦有効期間を定めること。 ⑧様式第4号により所轄労働基準監督署長に届け出ること。 	<p>法第32条の4、 第32条の4の2</p> <p>則第12条の4、 第12条の6 則附則第65条、 第66条 (様式第4号)</p>
	1週間 単位の 非定型 変形 労働時 間制	<p>小売業、旅館、料理店及び飲食店の事業で常時30人未満の労働者を使用するもの</p> <p>・労使協定で</p> <ol style="list-style-type: none"> ①1週間の労働時間が40時間 (1日の上限10時間) 以内となるよう定めること。 ②40時間を超えて労働させた場合には割増賃金を支払う旨定めること。 ③様式第5号により所轄労働基準監督署長に届け出ること。 	<p>法第32条の5</p> <p>則第12条の5、 第12条の6 (様式第5号)</p>
休 憩	<p>労働時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合には1時間以上の休憩時間を労働時間の途中に、原則として一斉に与えなければならない。なお、労使協定を要件に一斉付与義務は適用除外とされる (例外-運送、販売、理容、金融、保険、映画、電信電話、病院、旅館、飲食店、娯楽場、官公署)。また、休憩時間は自由に利用させなければならない。</p>		<p>法第34条 則第15条 法第40条 則第31条</p>
休 日	<p>毎週1回の休日か4週間を通じ4日以上の日を与えなければならない。休日とは、原則として午前0時より午後12時までの暦日をいう。</p>		<p>法第35条 則第12条、 第12条の2</p>

第1章 労働基準法

事 項	規 定 の あ ら ま し	関係条項 (様式番号)																
<p>時 間 外 及 び 休 日 労 働</p>	<p>時間外労働及び休日労働をさせる場合には、過半数労働組合か労働者の過半数を代表する者と書面協定をし、労働基準監督署長に届け出なければならない。 なお、延長時間については、次の限度時間の範囲内で協定するようにしなければならない。(平成31年4月から義務)</p> <p>一定期間についての延長時間の限度</p> <table border="1" data-bbox="277 347 826 571"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>限 度 時 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 週 間</td> <td>15時間 (14時間)</td> </tr> <tr> <td>2 週 間</td> <td>27時間 (25時間)</td> </tr> <tr> <td>4 週 間</td> <td>43時間 (40時間)</td> </tr> <tr> <td>1 カ 月</td> <td>45時間 (42時間)</td> </tr> <tr> <td>2 カ 月</td> <td>81時間 (75時間)</td> </tr> <tr> <td>3 カ 月</td> <td>120時間 (110時間)</td> </tr> <tr> <td>1 年 間</td> <td>360時間 (320時間)</td> </tr> </tbody> </table> <p>カッコ内は、対象期間が3カ月を超える1年単位の変形労働時間制における延長時間の限度である。</p> <p>(1) 年少者 満18歳未満の年少者の時間外労働及び休日労働は、非常災害の場合を除き禁止されている。</p> <p>(2) 女 性 満18歳以上の女性に対する時間外労働及び休日労働の規制は解消されており、男性と同じ扱いになっている。なお、育児・介護を行う男女労働者が申し出た場合は、時間外労働の上限時間が1カ月24時間、1年150時間以内とされている(育児・介護休業法第17条、第18条)。</p>	期 間	限 度 時 間	1 週 間	15時間 (14時間)	2 週 間	27時間 (25時間)	4 週 間	43時間 (40時間)	1 カ 月	45時間 (42時間)	2 カ 月	81時間 (75時間)	3 カ 月	120時間 (110時間)	1 年 間	360時間 (320時間)	<p>法第36条 則第16条～第18条 (様式第9号 ～第9号の4) 法第60条</p>
	期 間	限 度 時 間																
1 週 間	15時間 (14時間)																	
2 週 間	27時間 (25時間)																	
4 週 間	43時間 (40時間)																	
1 カ 月	45時間 (42時間)																	
2 カ 月	81時間 (75時間)																	
3 カ 月	120時間 (110時間)																	
1 年 間	360時間 (320時間)																	
<p>割 増 賃 金</p>	<p>時間外、深夜(午後10時～午前5時)の労働には2割5分以上、休日(法第35条の休日をいう。)の労働には3割5分以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。また、延長時間の限度を超える労働には2割5分を超える割増賃金を支払う努力義務があり、さらに中小企業*を除き月間60時間を超える時間外労働には5割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。なお、この場合一定の要件の下に、5割以上の割増賃金に代えて有給の代替休暇の付与も認められている。割増賃金を計算する場合、月によって定められた賃金については、その金額を月における所定労働時間数(月によって所定労働時間が異なる場合は、1年間における1カ月平均所定労働時間数)で除した金額を1時間当たり賃金とし、これを基礎に計算することになる。 (※猶予される中小企業は別表5参照)</p> <p>(例) 1日8時間で原則週5日勤務 割増賃金の算定基礎となる賃金(注) $(365日 - \text{所定休日}) \times 8時間 \div 12カ月$</p> <p>(注) 家族手当、通勤手当、賞与等は割増賃金の算定基礎となる賃金に算入する必要はない。</p>	<p>法第37条 割増賃金率政令 則第19条～第21条</p>																

2019年(平成31年)

社労士業務カレンダー

2018年(平成30年)

10月							11月							12月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6					1	2	3							1
7	8	9	10	11	12	13	4	5	6	7	8	9	10	2	3	4	5	6	7	8
14	15	16	17	18	19	20	11	12	13	14	15	16	17	9	10	11	12	13	14	15
21	22	23	24	25	26	27	18	19	20	21	22	23	24	16	17	18	19	20	21	22
28	29	30	31				25	26	27	28	29	30		23	24	25	26	27	28	29
														30	31					

2018年(平成30年)

11月 November 霜月 / 12月 December 師走

25日 先負	26月 仏滅	27火 大安	28水 赤口	29木 先勝	30金 友引	12/1土 先負
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						

12月の社会保険労務ダイアリー

年末調整の実施 特定最低賃金の改定 賞与の支給 健康保険・厚生年金の賞与支払届
退職者の資格喪失手続き 年賀状の発送 年末の挨拶回り 社内外の大掃除 忘年会の実施
年末年始行事の準備・実施 次年度新卒採用業務

2 日 仏滅	3 月 大安	4 火 赤口	5 水 先勝	6 木 友引	7 金 大安 大雪	8 土 赤口
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						

Memo

11月

1月

			1	2	3					1	2	3	4	5	
4	5	6	7	8	9	10			6	7	8	9	10	11	12
11	12	13	14	15	16	17			13	14	15	16	17	18	19
18	19	20	21	22	23	24			20	21	22	23	24	25	26
25	26	27	28	29	30				27	28	29	30	31		

2018年(平成30年)

12月 December 師走

9日 先勝	10月 友引	11火 先負	12水 仏滅	13木 大安	14金 赤口	15土 先勝 年賀郵便取扱い開始
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						

Memo

16日 友引	17月 先負	18火 仏滅	19水 大安	20木 赤口	21金 先勝	22土 友引 冬至
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						

Memo

11月

1月

			1	2	3					1	2	3	4	5	
4	5	6	7	8	9	10			6	7	8	9	10	11	12
11	12	13	14	15	16	17			13	14	15	16	17	18	19
18	19	20	21	22	23	24			20	21	22	23	24	25	26
25	26	27	28	29	30				27	28	29	30	31		